

はじめに

私たちのふるさと山口県は、中央部を中国山地が走り、日本海、響灘、瀬戸内海と三方が海に開け、山陰と山陽という二つの異なる環境特性を有する、多彩で豊かな自然を形成しています。

今日の私たちの暮らしや産業は、この健全で豊かな自然環境から多くの恵みを受けながら育まれてきました。



こうした貴重な財産を持続可能なものとして、将来の世代にしっかりと引き継いでいくことが、今の時代を生きる私たちに託された大きな使命であると考えています。

このため、私は、県の総合計画である「やまぐち維新プラン」に「人と自然が共生する環境にやさしい県づくりの推進」を重点施策として位置づけるとともに、「山口県環境基本計画（第3次計画）」に沿って、多様な主体と連携・協働しながら、「再生可能エネルギーの導入促進・地球温暖化対策の推進」や「循環型社会の形成」、「いのちと暮らしを支える生物多様性の保全」など、環境に関する様々な施策を積極的に推進してきました。

こうした中、近年、気候変動による異常気象や自然生態系への影響、またマイクロプラスチック等の海洋ごみによる汚染など、多くの深刻な課題が地球規模で顕在化しており、国においては、国際社会の潮流も踏まえた「第5次環境基本計画」を策定し、持続可能な社会の構築に向け、各種政策を進められているところです。

本県においても、こうした国の動向や社会情勢の変化に的確に対応しつつ、本県の豊かな環境を保全し、地域の特性を活かした様々な施策を総合的かつ計画的に進めていくため、このたび、第4次となる「山口県環境基本計画」を策定しました。

私は、今後とも、この「山口県環境基本計画（第4次計画）」に基づき、本県が直面する様々な課題にしっかりと向き合い、県民の皆様「山口県に生まれてよかった」と思っただけのよう、「健全で恵み豊かな環境の保全と創造」の実現に向けた様々な施策に全力で取り組んでまいりますので、県民の皆様の一層の御理解・御協力をお願い申し上げます。

令和3年(2021年)3月

山口県知事
村岡嗣政

目次

第1章 環境基本計画改定の基本的事項	1
第1節 改定の趣旨	1
第2節 計画の位置付け	6
第3節 計画の基本目標等	8
第2章 施策の展開	11
第1節 気候変動対策の推進	12
第2節 循環型社会の形成	23
第3節 いのちと暮らしを支える生物多様性の保全	33
第4節 生活環境の保全	49
第5節 環境に配慮し、行動できる人づくりの推進	61
第6節 やまぐちの特性を活かした持続可能な地域づくりの推進	68
第7節 共通的・基盤的施策の推進	76
第3章 各主体の役割分担と計画の推進	79
第1節 それぞれの主体の役割	79
第2節 計画の推進体制	82